

米取引の事前契約研究会（令和4年度第2回概要）

1. 日 時：令和4年12月22日（木）15:30～16:50

2. 場 所：農林水産省第2特別会議室

3. 要 旨：

米取引における事前契約に関する政策評価の測定指標等について、意見交換を実施。主な意見は以下のとおり。

1. 米取引における事前契約に関する政策評価の測定指標（案）

【共通】

- 測定指標として、年間取扱数量 500 トン以上の集出荷業者において書面により数量が取り決められた販売数量のうち、播種前・複数年契約や実需と結びついた契約を対象とする点は適当。

【生産者の立場からの意見】

- 実需との結び付きが強まれば、複数年契約が増えていくのではないか。

【集出荷業者・米卸売業者の立場からの意見】

- 契約の履行状況についてフォローアップを行っていくことは重要。

【実需者（外食・中食）の立場からの意見】

- 対象とする契約の結び方の詳細については、契約内容のどこまでが書面で結べているか等の取引実態も踏まえて柔軟に検討していく必要があるのではないか。

【その他の意見】

- 契約の履行状況に関するフォローアップに際しては、可能な範囲で、変更が生じた理由も把握できるとよいのではないか。

2. 米取引における事前契約の拡大・深化に向けた施策のあり方

【生産者の立場からの意見】

- 生産者が事前契約した量を出荷・販売できないのは、経営意識の問題でもあり、この点での向上が必要ではないか。
- 不作の場合に柔軟性を持たせた事前契約であれば、締結しやすいのではないか。
- 需要のある米の生産を確保するためには、実需と集出荷業者等が結びつく

ことが重要。飼料用米等であっても需要がないものは生産出来ない。

【集出荷業者・米卸売業者の立場からの意見】

- 米穀周年供給・需要拡大支援事業は、長期計画的な販売に有効な施策であり、播種前・複数年契約に対して加算されることは有効と考えられるのではないかと。
- 業務用米は、生産年の翌年 10 月以降であっても使用されており、米穀周年供給・需要拡大支援事業は実態に合った施策として有効。
- 実需者を契約当事者に含む契約が拡大するような施策があれば、価格の安定にもつながるのではないかと。

【実需者（外食・中食）の立場からの意見】

- 事前契約した米については実需者において計画的な使用がされている。事前契約による取引メリットよりは、米の消費拡大につながる施策がよいのではないかと。
- 米の消費拡大につながる販売促進支援があると市場が活性化するのではないかと。
- 産地によっては、主食用と同じ銘柄でも、飼料用米や備蓄米の作付けが優先され、主食用に仕向けられる量や取引量が例年よりも減ったところがあった。ニーズと生産のミスマッチが出来るだけ少なくなるとよい。

【その他の意見】

- 米の事前契約において、単年契約や複数年契約の期間変更等、卸売業者が果たしている川上と川下の間での調整機能は重要。

【次回の進め方】

- 次回は、事務局から目標値を含めた測定指標案を提示し、議論を実施。

(以上)